一般財団法人群馬陸上競技協会専門委員会規定

(目的)

第1条 一般財団法人群馬陸上競技協会細則(以下、細則という)第2章第9条による専門委員会に関する事項を定める。

(組織)

- 第2条 細則第9条により次の専門委員会をおく。
 - 1)総務委員会
 - 2) 財務委員会
 - 3) 競技運営委員会
 - 4) 強化委員会
 - 5) 女性委員会
 - 6) 医事委員会
 - 2 各委員会に、専門的事項を処理するため部会を設けることができる。
 - 3 理事長は、必要に応じてその他の専門委員会を設置することができる。

(委員)

- 第3条 各委員会に委員長1名および委員若干名をおき、部をおくときは部長1名、部員若干名をおく。
 - 2 必要に応じ副委員長、副部長等をおくことができる。
 - 3 委員長は理事長が指名し理事会で報告する。
 - 4 他の委員はそれぞれの委員長が指名する。
 - 5 専門委員会役員の任期は2年とする。

(任務)

- 第4条 専門委員会は次に掲げる事項について調査,検討,遂行し、理事会の諮問に応じ所掌の 専門事項に関し答申する。
- 1)総務委員会は、定款、細則、理事会の開催等、会の運営に必要な事項を統括するとともに、他の専門委員会に属さない事項を行う。
 - ①庶務部
 - (1) 文書の発受、整理に関すること。
 - (2) 刊行物の編さん発行に関すること。
 - (3) 役員人事の発令事務、名簿の作成に関すること。
 - (4) 広報、宣伝ならびに報道発表に関すること。
 - (5) 諸会議の準備、資料の作成、議事録の整理に関すること。
 - ②登録部
 - (1)登録に関すること。
 - 2) 財務委員会は、本会の会計に関することを統括する。
 - ①一般会計部
 - (1) 一般会計の予算編成に関すること。
 - (2)決算書の作成に関すること。
 - (3) 本会の出納に関すること。
 - (4) 財産および物品の管理に関すること。
 - (5) 金銭帳簿の作成保存、証票、伝票の整理に関すること。
 - (6) その他本会の会計、経理に関すること。
 - ②競技会会計部
 - (1) 競技会の出納に関すること。
 - (2) 競技会開催に必要な物品の調査購入に関すること。
 - 3) 競技運営委員会は競技会運営に関することを統括する。
 - ①競技運営部
 - (1) 競技会日程、要項の作成に関すること。
 - (2) 競技会の準備、運営に関すること。
 - (3) 競技会の申し込み受付、番組編成、プログラムの作成に関すること。
 - (4) 競技会の運営に関する調査研究に関すること。

- ②ロード競技部
 - (1) ロード競技に関すること。
 - (2) 関係機関との折衝(届出等)に関すること。
 - (3) その他ロード競技に必要なこと。
- ③記録部
 - (1) 本会登録選手の国内外記録の収集整理に関すること。
 - (2) 公認記録の審査申請に関すること。
 - (3) 競技会の番組編成データの作成に関すること。
- ④施設用器具部
 - (1) 陸上競技場、競走路の設置調査、整備維持に関すること。
 - (2) 陸上競技場、競走路の公認に関すること。
 - (3) 施設用器具の調査研究に関すること。
- ⑤審判部
 - (1) 競技規則の確認、解釈に関すること。
 - (2) 競技会役員、審判員編成に関すること。
 - (3) 競技会役員、審判員の指導に関すること。
 - (4) 公認審判員の資格審査認定に関すること。
- 4) 強化委員会は、当協会に係るエリート競技者及びジュニア競技者の選手強化及びそれに係る指導者の資質向上、科学的・医学的見地から競技力向上に係る基礎的および応用的研究・調査等に関することを統括する。
 - ①強化部
 - (1) 各種目の国民体育大会対策に関すること。
 - (2) 各種目における選手強化に関すること。
 - (3) その他各種目の競技力向上に関わること。
 - ②普及育成部
 - (1) 各種目における中高生の競技力向上および選手発掘に関すること。
 - (2) その他各種目における中高生の競技力向上に関わる連絡調整に関すること。
 - ③指導者育成部
 - (1) 各種目の指導者育成に関すること。
 - (2) 指導者育成の講習会開催に関すること。
 - (3) その他指導者情報の把握と指導者間の連絡調整に関わること。
 - ④ロード企画部
 - (1) 長距離種目の大会開催に関すること。
 - (2) 都道府県男女駅伝、東日本女子駅伝対策に関すること。
 - (3) 長距離マラソン種目における選手強化および選手発掘に関すること。
 - (4) その他長距離マラソン種目の競技力向上に関わること。
 - ⑤U12 普及部
 - (1) 小学生の大会開催に関すこと。
 - (2) 小学生指導者の養成と研修に関すること。
 - (3) 小学生の競技会記録の整理と保存に関すること。
 - (4) その他、陸上競技の普及に関して必要なこと。
 - ⑥庶務部
 - (1) 強化委員会の庶務に関すること。
 - 5) 女性委員会は、女性の陸上競技に関することを統括する。
 - (1) 女子競技者、審判員に関すること。
 - (2) 女子競技者の競技力向上および選手発掘に関すること。
 - (3) その他女子競技者、審判員の活動環境に関すること。
 - 6) 医事委員会
 - (1) 競技会における医事分野の統括に関すること。

- (2) 競技会におけるドーピングに関すること。
- (3) その他、医事関係に関わること。
- 2 委員会、部会はそれぞれ委員長が招集し、議事、事務の処理に関する記録を作成して理事長に報告するものとする。

(規定の変更)

第5条 この規定は、専門委員会が理事長と相談し変更することができる。その場合,理事会に報告し承認を得ることとする。